

○上越地域消防事務組合行政財産の使用料徴収条例

(昭和 53 年 3 月 4 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定に基づき、同法第 238 条の 4 第 4 項の規定による行政財産の目的外使用を許可した場合に係る使用料及びその徴収について別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 上越地域消防事務組合行政財産の使用料徴収については上越市行政財産の使用料徴収条例（昭和 50 年上越市条例第 6 号）を準用する。

附 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。